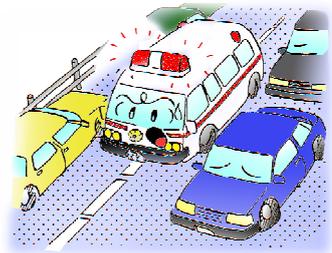


## ■ 消防自動車等の緊急走行に対する

### ご理解とご協力を！

消防車や救急車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、急病人等に対して応急処置を行い、速やかに病院へ搬送しなければなりません。

このため、消防自動車等は緊急時に迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として一般の車両よりも優先して走行することが認められています。



消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。



**お 願 い**



**進路を譲って下さい**

消防自動車等がサイレンを鳴らして緊急走行し接近してきた場合には、一般車両は周囲の状況に配慮のうえ、進路を譲って下さい。



**交差点では…**

交差点付近では、交差点を避け道路の左側によって一時停止して下さい。



**高速道路などでは…**

消防自動車等が高速道路などで本線車線に入ろうとしている時は、これを妨げないようにして下さい。



**狭い道路では…**

狭い道路などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障がないように配慮して下さい。

**歩行中には…**

自転車に乗っている方や歩道のない道路を歩いている方は、走行・歩行を止め進路を譲って下さい。



**サイレン吹鳴について**

緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務付けられています。住民皆様のご理解をお願いします。

